

厚生－資料 3

令和 2 年

**第 1 回岐阜県議会定例会
条例その他議案関係資料**

厚生環境委員会

厚生環境委員会 目次

<健康福祉部>

議第 65 号 第 7 期岐阜県保健医療計画の変更について	・ · · · 厚生 1
議第 66 号 岐阜県少子化対策基本計画の策定について	・ · · · 厚生 5

第7期岐阜県保健医療計画の変更について (医師確保計画・外来医療計画の策定)

健康福祉部医療整備課・医療福祉連携推進課

1 計画変更の前提となる事実

- 平成30年7月に医療法が改正され、本年度中に保健医療計画の一部として、医師確保計画と外来医療計画を策定することとなった。
- 計画の策定にあたっては、骨子案や計画素案をもとに、医療審議会、議会、地域医療対策協議会、地域医療構想等調整会議等の意見を聴き計画(案)を作成し、令和2年1月にパブリック・コメントを実施。
- 両計画とも、計画期間は令和2年度から現保健医療計画終期の令和5年度までの4年間。

2 医師確保計画の概要

(1) 医師偏在指標に基づく医師多数区域・医師少数区域の設定

- 都道府県、二次医療圏ごとに全国ベースで医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標として厚生労働省が医師偏在指標を算出し可視化。
- 医師偏在指標の上位33.3%に該当する都道府県及び二次医療圏を、医師多数都道府県及び医師多数区域に、下位33.3%に該当する都道府県及び二次医療圏を、医師少数都道府県及び医師少数区域に設定。岐阜県は「医師少数県」、西濃圏域、飛騨圏域は「医師少数区域」、岐阜圏域は「医師多数区域」に該当。

医療圏	医師偏在指標	全国順位	備考
全国	239.8		
岐阜県	206.6	36位／47	医師少数県
岐阜圏域	261.7	54位／335	医師多数区域
西濃圏域	161.1	226位／335	医師少数区域
中濃圏域	169.6	195位／335	
東濃圏域	183.8	150位／335	
飛騨圏域	154.9	243位／335	医師少数区域

(2) 医師確保の方針

- 都道府県、二次医療圏ごとに医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。

医療圏	区分	医師確保の方針
岐阜県	医師少数県	医師多数都道府県からの医師の確保を含め、医師の増加を図る。
西濃圏域 飛騨圏域	医師少数区域	医師少数区域以外の区域からの医師の確保を含め、医師の増加を図る。
中濃圏域 東濃圏域	中位の区域	医師多数区域の水準に至るまでは、医師多数区域からの医師の確保を図る。
岐阜圏域	医師多数区域	他の二次医療圏からの新たな医師の確保の施策は行わない。 医師少数区域等からの医師派遣要望にできる限り応じる。

(3) 確保すべき医師の数の目標（目標医師数）

- 都道府県、二次医療圏ごとに計画期間の終了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指標を踏まえて算出。
- 国が示す医師少数都道府県及び医師少数区域の目標医師数は、計画期間開始時の下位 3.3%に相当する医師偏在指標に相当する医師偏在指標に達するために必要な医師総数。
- ただし、岐阜県及び西濃・飛騨圏域の提示された目標医師数は現在医師数を下回るため、「清流の国ぎふ」創生総合戦略の医師確保の目標値（令和 5 年）を県の目標医師数として設定。
- 圏域の目標医師数は、医師少数区域のみ設定することとし、全国順位で中間より上位を目指した目標医師数を設定。

医療圏	区分	厚労省案 目標数	H28 本県 医師数	H30 本県 医師数	目標医師数	増加数
岐阜県	医師少数県	4,150	4,223	4,295	4,553	+258
西濃圏域	医師少数区域	567	611	608	664 以上	+56 以上
		245	258	263	287 以上	+24 以上
中濃圏域	中位の区域	—	578	620	西濃・飛騨圏域と合わせ 増加数が 258 人となるよ う取り組む。	+24 以上
		—	596	616		
岐阜圏域	医師多数区域	—	2,180	2,188		

(4) 目標医師数を達成するための施策

- 医師確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定。
 - ・ 岐阜大学地域卒業医師の確保
 - ・ 岐阜県医学生修学資金貸与制度による県内で勤務する医師の確保
 - ・ 自治医科大学卒業医師、臨床研修医、専攻医の確保
 - ・ 岐阜県医師育成・確保コンソーシアムによるキャリア形成支援
 - ・ 勤務環境を改善するための施策等

(5) その他

① 医師少数スポットの設定

- 必要に応じて二次医療圏よりも小さい単位の地域で、局所的に医師が少ない地域を「医師少数スポット」として定め、医師少数区域と同様に取り扱うことが可能。
- 医師少数区域以外のへき地診療所が設置されている地区であって、他の地域の医療機関へのアクセスが制限されている場合について、医師少数スポットに設定。

岐阜圏域 本巣市根尾地区

中濃圏域 関市板取地区、洞戸地区、

郡上市和良地区、白鳥町石徹白地区、八幡町小那比地区、高鷲地区

東濃圏域 中津川市蛭川地区、川上地区、

恵那市山岡地区、飯地町地区

計 11か所

② 産科・小児科における医師確保策の策定

- 政策医療の観点、医師の長時間労働となる傾向等から、医師確保策について記載。
- 国の提示では、産科は、岐阜県が「相対的医師少数県」、西濃圏域、中濃圏域、東濃圏域が「相対的医師少数区域」に、小児科は、東濃圏域、飛騨圏域が「相対的医師少数区域」に

該当。

- 産科及び小児科の主な施策は次のとおり。
 - ・ 周産期医療・小児医療の提供体制等の充実のための施策
 - ・ 産科医師及び小児科医師の養成数を増やすための施策
 - ・ 産科医師及び小児科医師の勤務環境を改善するための施策 等

(6) 計画の進捗管理

- 3年（最初の計画のみ4年）ごとに計画を更新し、計画の評価、進捗管理を行うとともに、目標医師数等の更新や必要な施策の見直しを行い、2036年までに医師偏在是正を達成することを本計画の長期的な目標とする。

3 外来医療計画の概要

(1) 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

- 二次医療圏ごとの外来医療機能の偏在、不足等を客観的に把握するために、診療所の医師の多寡を外来医師偏在指標として可視化。
- 外来医師偏在指標の上位33.3%に該当する二次医療圏を、外来医師多数区域と設定。
(岐阜県では岐阜圏域のみ)

圏域等名	外来医師偏在指標	全国順位	
岐阜圏域	113.6	70位／335	外来医師多数区域
西濃圏域	95.6	177位／335	
中濃圏域	92.0	206位／335	
東濃圏域	91.2	213位／335	
飛騨圏域	86.0	247位／335	
全 国	106.3		

(2) 新規開業者等に対する情報提供

- 二次医療圏ごとの外来医療に関する情報を明示するとともに、現時点で不足している外来医療機能について分析。
- 外来医師多数区域（岐阜圏域）における新規開業者に対しては、地域で不足している外来医療機能（初期救急医療、在宅医療、公衆衛生）を担うよう要請。
※応じない場合は、地域医療構想等調整会議において、その理由を説明

(3) 医療機器の配置状況、保有状況に関する情報提供

- 二次医療圏ごとの医療機器の配置状況を指標化し、可視化。

(4) 医療機器の共同利用の促進

- 医療機関が対象とする医療機器（CT、MRI、PET、放射線治療、マンモグラフィ）を購入する場合に共同利用計画の作成を求める。
※共同利用を行わない場合は、その理由を地域医療構想等調整会議で確認

【参考】 保健医療計画(医師確保計画・外来医療計画) 目次

医師確保計画	外来医療計画
第1章 医師確保計画の概要	第1章 外来医療計画の概要
第2章 医師全体の医師確保計画	第2章 県における外来医療提供体制等
第1節 岐阜県	1 地域の概況
1 現状の把握	2 外来医療に関する現況等
2 医師偏在指標	
3 医師少数区域等の設定	
4 医師確保の方針及び目標医師数	
第2節 岐阜圏域	第3章 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定
1～4 岐阜県と同じ	1 外来医師偏在指標
第3節 西濃圏域	2 外来医師多数区域の設定
1～4 岐阜県と同じ	
第4節 中濃圏域	第4章 医療機器の効率的な活用に係る計画
1～4 岐阜県と同じ	1 医療機器の効率的な活用に関する考え方
第5節 東濃圏域	2 医療機器に関する現況等
1～4 岐阜県と同じ	
第6節 飛騨圏域	第5章 岐阜圏域における外来医療計画
1～4 岐阜県と同じ	1 地域の概況
第7節 目標医師数を達成するための施策	2 外来医療に関する現況等
	3 外来医師偏在指標 (外来医師多数区域の設定)
第3章 産科・小児科の医師確保計画	4 不足している外来医療機能及び新規開業者に対して求める外来医療機能
第1節 産科	5 将来あるべき外来医療機能提供体制を実現するための施策
1 現状の把握	6 医療機器の効率的な活用に係る計画
2 産科の医師偏在の状況	
3 相対的医師少数区域等の設定	第6章 西濃圏域における外来医療計画
4 医師確保の方針及び偏在対策基準	1 地域の概況
医師数	2 外来医療に関する現況等
第2節 小児科	3 外来医師偏在指標
1 現状の把握	4 不足している外来医療機能
2 小児科の医師偏在の状況	5 将来あるべき外来医療機能提供体制を実現するための施策
3 相対的医師少数区域等の設定	6 医療機器の効率的な活用に係る計画
4 医師確保の方針及び偏在対策基準	
医師数	
第3節 偏在対策基準医師数を踏まえた施策	第7章 中濃圏域における外来医療計画
	1～6 西濃圏域と同じ
	第8章 東濃圏域における外来医療計画
	1～6 西濃圏域と同じ
	第9章 飛騨圏域における外来医療計画
	1～6 西濃圏域と同じ

岐阜県少子化対策基本計画の策定について

健康福祉部子ども・女性局子育て支援課

1 計画策定の前提となる事実

- 現在の岐阜県少子化対策基本計画（第3次）（計画期間 平成27年度～令和元年度）が今年度末で期間満了となるため、安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例第7条第1項の規定に基づき、県の少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする岐阜県少子化対策基本計画（第4次）を策定する。
- 計画の策定にあたっては、ぎふ少子化対策県民連携会議、議会、市町村等の意見を聴き計画（案）を作成し、令和元年12月から令和2年1月にかけパブリック・コメントを実施した。

2 計画の概要

（1）基本理念

- 結婚や出産の希望がない、男女ともに活躍しながら安心して子どもを生み育てることができる岐阜県

（2）基本方針

- 「子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり」、「若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり」、「働きながら子育てしやすい環境づくり」、「地域で子育てを支え合う仕組みづくり」を基本方針として計画を推進する。

（3）基本施策

- 上記4つの基本方針ごとに、「基本施策」として次のとおり掲げる。

【子育てを社会全体で支える意識を高めるための環境づくり】

- ① 地域全体で子育てを支え合う意識を高める環境づくり
- ② 結婚・出産・子育てに夢を持てる環境づくり
- ③ 男女ともに仕事と家庭の責任と喜びを分かち合える環境づくり

【若者の結婚の希望がかなえられる環境づくり】

- ① 結婚の希望をかなえるための支援
- ② 若者の自立支援
- ③ 若者の定着率の向上
- ④ 若者を呼び込む施策の推進

【働きながら子育てしやすい環境づくり】

① 仕事と子育ての両立支援

- ・妊娠・出産・子育てをしながら働き続けられる職場環境の整備
 - ・女性の活躍の推進
 - ・男性の子育てへの参画の促進
- ② 安心して子どもを預けられる受け皿づくり
- ・幼児期の教育・保育の充実
 - ・学童期における子育て環境の充実
 - ・保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の人材確保及び資質の向上

【地域で子育てを支え合う仕組みづくり】

① 地域における妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援

- ・妊娠から子育てまでのきめ細かな支援の充実
- ・学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- ・利用者に寄り添った相談・情報提供の充実
- ・多様な子育て支援サービスの充実

② 子どもの健やかな成長支援

- ・子どもの健やかな成長支援
- ・多子世帯等の経済的負担の軽減
- ・配慮を要する子どもや家庭への支援の充実
- ・子どもの貧困対策の推進

(4) 目標数値

- 2030年（令和12年）に合計特殊出生率1.8をめざす

3 計画の進捗管理

- 目標数値の達成状況や計画に基づく施策の実施状況については、毎年度、ぎふ少子化対策県民連携会議等に報告し、意見を求めるなどして検証・評価を行い、次年度の取組にフィードバックする。